

## 議員案第3号

### 佐野市議会委員会条例の改正について

佐野市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和3年12月17日提出

提出者	佐野市議会議員	鈴木靖宏
賛成者	佐野市議会議員	菅原達
	〃	小暮博志
	〃	川嶋嘉一
	〃	横井帝之
	〃	小倉健一
	〃	滝田洋子

### 佐野市議会委員会条例の一部を改正する条例

佐野市議会委員会条例（平成17年佐野市条例第228号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「産業文化部、観光スポーツ部」を「産業文化スポーツ部」に改め、同項第4号中「都市建設部」の次に「、技術センター部」を加える。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

### 理 由

市の組織機構の再編に伴い、経済文教常任委員会及び建設常任委員会の所管を改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議員案第3号参考資料

佐野市議会委員会条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 経済文教常任委員会 6人  <u>産業文化部、観光スポーツ部、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項</u></p> <p>(4) 建設常任委員会 6人            都市建設部及び上下水道局の所管に属する事項</p>	<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 経済文教常任委員会 6人  <u>産業文化スポーツ部、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項</u></p> <p>(4) 建設常任委員会 6人            都市建設部、<u>技術センター部</u>及び上下水道局の所管に属する事項</p>